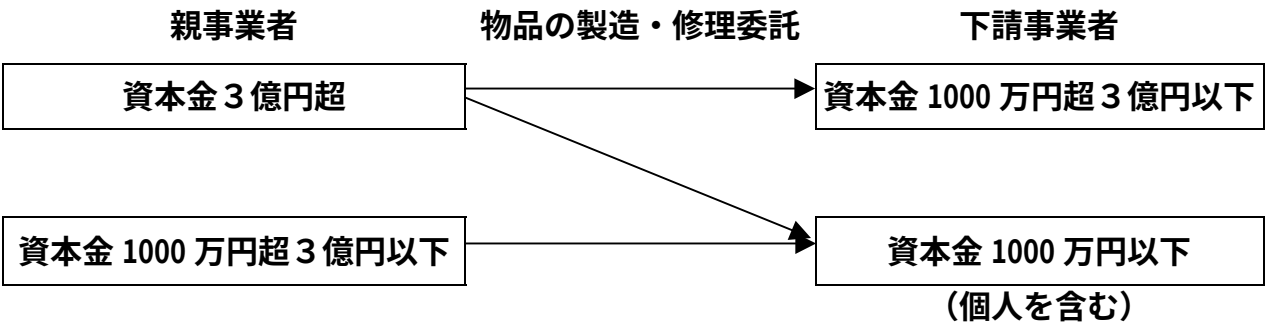


下請代金支払遅延等防止法（概要）

1 目的（第 1 条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者，下請事業者の定義（第 2 条第 1 項～第 4 項）



3 親事業者の義務（第 2 条の 2，第 3 条，第 4 条の 2，第 5 条）及び禁止行為（第 4 条第 1 項，第 2 項）並びに調査権（第 9 条）及び勧告措置（第 7 条）

（1）義務

- ア 発注書面の交付義務（第 3 条）
- イ 書類作成・保存義務（第 5 条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第 2 条の 2）
- エ 遅延利息支払義務（第 4 条の 2）

（2）禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第 4 条第 1 項第 1 号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第 4 条第 1 項第 2 号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第 4 条第 1 項第 3 号）
- エ 返品 of 禁止（第 4 条第 1 項第 4 号）
- オ 買いたたきの禁止（第 4 条第 1 項第 5 号）
- カ 購入強制の禁止（第 4 条第 1 項第 6 号）
- キ 報復措置の禁止（第 4 条第 1 項第 7 号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第 4 条第 2 項第 1 号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第 4 条第 2 項第 2 号）

